

兵庫県住宅再建共済応援企業募集要綱

(目的)

第1条 本要綱は、阪神・淡路大震災で学んだ「助け合いの大切さ」という教訓を基に、自然災害に備える「共助」の仕組みとして兵庫県条例により制度化された兵庫県住宅再建共済制度(以下「フェニックス共済」という。)の普及啓発に協力する兵庫県住宅再建共済応援企業、団体及び個人事業主(以下「応援企業」という。)について定める。

(対象及び登録)

第2条 応援企業は、フェニックス共済の趣旨に賛同し、その広報・加入促進活動(以下「活動」という。)に協力する意欲のある企業及び団体から登録申請を受け、兵庫県が認めた者とする。

2 登録を受けようとする者は、専用サイトの電子申請により、必要事項を兵庫県に提出する。

3 兵庫県は登録した応援企業について、県ホームページ上に応援企業名を掲載し公表する。ただし、応援企業から公表を希望しない旨の意思表示があった場合は、掲載しないことができる。

4 応援企業の登録期間は、開始日を登録日からとし、第5条の規定に基づき登録を抹消される場合を除き、自動更新される。なお、本登録の制度が廃止された場合は、この限りではない。

5 応援企業は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに兵庫県に申し出る。

(応援企業の活動内容)

第3条 応援企業の活動は、概ね次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援企業の従業員へのフェニックス共済の紹介

(2) 応援企業の従業員への福利厚生として、フェニックス共済制度加入に対する補助制度の導入等

(3) フェニックス共済制度のポスター掲示やリーフレットの配架

(4) その他フェニックス共済の普及・加入促進に有益な活動

(兵庫県及び共済基金による活動支援)

第4条 兵庫県及び公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金(以下「共済基金」という。)は、応援企業の活動に資するため、パンフレット、ポスター等の提供を行う。

(登録の抹消)

第5条 兵庫県は、次の各号のいずれかに該当するときは、応援企業の登録を抹消できる。

(1) 応援企業から登録の抹消の申出があったとき

(2) 応援企業の言動が兵庫県、共済基金及びフェニックス共済の信用を失わせる恐れがあると認められるとき

(3) 長期間にわたり活動実績がないとき

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、兵庫県が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。